

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

目黒区長

## 公表日

令和8年3月2日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険資格情報通知書又は資格確認書、及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の加入及び脱退の届出並びに適正な資格管理。</li> <li>把握している状況から、証及び証明書関係(資格情報通知書・資格確認書、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、国保受給者証、特別療養証明書)の発行及び送付。</li> <li>被保険者の属する世帯に対する、所得、人数の状況に応じた保険料の算出、賦課及び減免。</li> <li>医療機関等で受けた療養の給付、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、特別療養費、食事差額、出産育児一時金、葬祭費、第三者行為による損害賠償金の請求、結核医療給付金及び精神医療給付金の給付事務とその適正な管理。</li> <li>国民健康保険料納入通知書等の発行及び送付。</li> <li>徴収方法(普通徴収、特別徴収)の決定。</li> <li>納付書や口座振替等による収納情報の受入、収納状況の管理、再発行納付書や納付証明書等の発行、過誤納金の還付充当処理等。</li> <li>納付義務者等の口座情報の登録管理、各金融機関への口座振替・振込依頼及び口座振替結果受入。</li> <li>適正な資格管理に必要となる資料の提供等の求め。</li> <li>適正な給付管理に必要となる資料の提供等の求め。</li> <li>保健事業に関する事務。</li> <li>住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。</li> </ol> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>※ 申請・届出の受理については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを共通連携基盤システムの申請管理機能により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。          &lt;オンライン資格確認等システム稼働に関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に関する業務」という。 )&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③対象人数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満          3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1 国民健康保険資格状況(資格取得・喪失、緩和措置、減免対象等)の管理を行う。 2 証関連(資格情報通知書、資格確認書、高齢受給者証、高額療養費限度額認定証等)の発行を行う。 3 被保険者世帯への保険料を算出。 賦課決定及び関連文書(通知書、納付書、試算表、納付証明等)を発行する。 4 各種給付金(高額療養費、国民健康保険療養費、出産育児一時金、食事差額等)の計算及び支給管理を行う。 5 給付の一時差し止めに関する管理を行う。 6 情報集約システムとの連携のため、データ作成・取込処理をする。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 (口座管理システム、収納消込システム、介護保険システム、国保総合(情報集約)システム等の他の業務システム)
<b>システム2～5</b>	
<b>システム2</b>	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報登録 申請のあった口座情報の登録・変更・廃止を行う。 2 口座情報照会 口座情報登録後の照会を行う。 3 口座振替依頼情報作成 各金融機関への口座振替依頼のため、当該口座振替依頼情報を作成する。 4 口座振替結果受入 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 (国民健康保険システム)
<b>システム3</b>	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1 消込処理 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理 納付による過誤納が発生した場合にその還付又は充当処理を行う。 4 再発行納付書発行 窓口での支払いのための再発行納付書を発行する。 5 決算処理 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 (国民健康保険システム)



システム6～10									
システム6									
①システムの名称	<p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>								
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務(詳細は別添資料を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。</p> <p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添資料を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認に関する業務のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添資料を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>4. マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る業務</p> <p>(1)マイナ保険証利用登録情報の連携 被保険者がマイナポータル等によりマイナ保険証の初回登録した情報(利用登録情報)が、医療保険等中間サーバ及び国保情報集約システムを経由して連携され、国保システムに登録される。</p> <p>(2)マイナ保険証利用登録解除情報の連携 被保険者から受け付けたマイナ保険証利用登録解除申請について、解除申請情報が国保情報集約システム及び医療保険等中間サーバを経由して、オンライン資格確認システムへ連携される。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険システム )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険システム )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( 国民健康保険システム )									



③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
-------------	--

**システム9**

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)
----------	--------------------------------

②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
----------	---

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
-------------	---

**システム10**

①システムの名称	申請管理システム
----------	----------

②システムの機能	1 取得機能 サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)で受け付けた電子申請データを取得する機能 2 参照機能 取得した電子申請データを参照する機能 3 連携機能 取得した電子申請データを介護保険システムに連携する機能
----------	---

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( サービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)、国民健康保険システム )
-------------	--

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国保健康保険ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; 番号法第9条第1項及び別表44の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt; ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3</p>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項及び173の項</p> <p>[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項及び71の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt; ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法第113条の3</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	区民生活部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険資格を有した住民及びその世帯員
その必要性	国民健康保険の適正な資格、賦課、給付情報等の管理を目的としているため、その目的達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号:対象者を正確に特定するため。</li> <li>・その他識別情報(内部番号):対象者の保険資格等を管理するため。</li> <li>・5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所):個人特定時の真正性確認のため。</li> <li>・連絡先(電話番号等):本人等に届出内容の確認等を行うための連絡用として使用するため。</li> <li>・その他住民票関係情報:対象者を正確に特定するため。</li> <li>・地方税関係情報:負担区分・課税区分の根拠とするとともに、賦課算出の根拠とするため。</li> <li>・医療保険関係情報:国民健康保険料の収納消込処理の実施、収納状況の確認、口座振替の実施等のため。</li> <li>・介護・高齢者福祉関係情報:特別徴収の判定を行うため。</li> <li>・年金関係情報:年金資格の確認による資格の適正化を行うため。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt; 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>入手の時期・頻度の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格継続業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者情報:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。</li> </ul> </li> <li>・高額該当の引き継ぎ業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ情報:高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>入手方法の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。</li> </ul> </li> </ol>



⑤使用方法

1 資格情報の管理

- ・国民健康保険の資格の取得及び喪失情報の管理を行う。
- ・緩和措置対象者の開始・終了情報の管理を行う。
- ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。
- ・有資格者に対し、資格情報通知書・資格確認書等の交付を行う。

2 賦課事務

- ・算出した保険料額及びその算出根拠となった情報の管理を行う。
- ・算出した保険料額を被保険者へ通知し、保険料の納付を行うための納付書を作成する。

3 収納事務

- ・日々の消込データを累積し、日々の日計処理や納付履歴管理、決算処理を行う。
- ・住所情報等から本人確認を行い、口座登録を行う。
- ・納付確認書を発行する。
- ・口座振替不能時に督促兼再振替通知書又は不能通知書を送付し、納付を促す。

4 給付事務

- ・給付関連の交付申請書に基づき、各種証の発行及び管理を行う。
- ・給付関連の支給申請書に基づき、支給決定及び給付管理を行い、支給決定通知を作成する。
- ・東京都国民健康保険団体連合会からのレセプト情報を取り込み、給付管理を行う。
- ・一部負担金に係る措置に関する管理を行う。
- ・給付の一時差し止めに関する管理を行う。

5 保健事業

- ・特定健康診査等について情報の管理を行う。

6 電子申請データの特定

- ・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。

	情報の突合	<p>1 資格情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関連情報と突合し、所得の確認を行う。</li> <li>・公費医療給付情報と突合し、被保険者証種別(特別療養)の判断を行う。</li> <li>・生活保護受給情報と突合し、国保資格の適正化を行う。</li> <li>・住所地特例情報と突合し、国保資格の適正化を行う。</li> </ul> <p>2 賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報(加入期間、減免の有無等)と突合し、保険料の賦課決定を行う。</li> <li>・地方税関連情報と突合し、所得の確認を行う。</li> <li>・介護の情報と突合し、特別徴収の判断を行う。</li> <li>・収納情報と突合し、納付証明書の作成を行う。</li> </ul> <p>3 収納事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課情報と突合し、滞納の有無を確認する。</li> <li>・口座情報と突合し、口座登録の有無を確認する。</li> </ul> <p>4 給付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報と突合し、資格の有無を確認する。</li> </ul> <p>5 保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格情報と突合し、資格の有無を確認する。</li> </ul> <p>6 電子申請データの特定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		<p>[ 委託する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>( 8 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない</p>
<b>委託事項1</b>		国民健康保険療養費等の審査及び支払い代行事務
①委託内容		国民健康保険療養費等の審査及び支払い代行事務
②委託先における取扱者数		<p>[ 50人以上100人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑤再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再委託する事業者の名称及び所在地、再委託内容及び理由並びに再委託する事業者の安全管理措置の状況等必要な事項を区へ提出することとし、その妥当性、安全性等を検討したうえで承諾する。
	⑥再委託事項	申請書分類作業、データエントリー作業及びエラーチェック作業、事務点検(一部)
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市区町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>
②委託先における取扱者数		<p>[ 10人以上50人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
③委託先名		東京都国民健康保険団体連合会

再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	
<b>委託事項3</b>		システム運用保守業務	
①委託内容		国民健康保険システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	
	⑥再委託事項	必要データの抽出・取込み作業、システムの一部機能についての開発元等関係事業者による保守・改修対応等	
<b>委託事項4</b>		共通連携基盤システム運用・保守業務	
①委託内容		ガバメントクラウド上で関係システム間のデータ連携を担う共通連携基盤システム(申請管理機能・団体内統合宛名機能・住登外者宛名番号管理機能を含む)の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、業務における管理体制等を明示した再委託の申請を受け、許諾の可否を判断	
	⑥再委託事項	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	
<b>委託事項5</b>		磁気媒体等外部保管	
①委託内容		システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの遠隔地保管及び集配	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ワンビシアーカイズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項6～10									
委託事項6	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務								
①委託内容	オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。								
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)								
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 再委託する</td> <td style="width: 50%;">2) 再委託しない</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	＜選択肢＞								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>								
⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)								
委託事項7	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務								
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けのために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。								
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	支払基金								

再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化 etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	
<b>委託事項8</b>		宛名システム運用・保守業務	
①委託内容		宛名システム(支援措置対応機能を含む。)の障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社RKKCS	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>事前に書面による申請を受け、再委託内容・再委託先・理由等により、許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。</p>	
	⑥再委託事項	上記①の委託事項のうち、必要最小限の範囲内で区が認める事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 25 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 14 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	提供先については、別表1に記載
①法令上の根拠	別表1に記載
②提供先における用途	別表1に記載
③提供する情報	別表1に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別表1に記載
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	別表1に記載
移転先1	移転先については、別表2に記載
①法令上の根拠	別表2に記載
②移転先における用途	別表2に記載
③移転する情報	別表2に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別表2に記載
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 緊急時等には電子記録媒体・紙による移転も可とする。 )
⑦時期・頻度	別表2に記載

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 【ガバメントクラウド(※)における措置】

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

(※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

### 【目黒区における措置】

①ガバメントクラウド以外の環境のシステムについては、サーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。

②システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重管理実施)に設置する。

③システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。

④バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。

### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

①中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。

(※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点

## 7. 備考

①国民健康保険システムについては、令和9年度中にガバメントクラウドに構築の国仕様準拠システムに移行予定

②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築

③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 国民健康保険資格関連情報

更新連番 減額等対象区分 減額等届出日 開始日 終了日 世帯番号(住基) 国保世帯番号 宛名番号 履歴番号 記載順位 続柄区分 続柄コード 続柄名称 表示用続柄 取得年月日 取得事由 取得届出日 喪失年月日 喪失事由 喪失届出日 異動日 事由 届出日 転居区分 退職区分 受給権発生日 受給年金名称 受給年金種別 退職履歴番号 退職本人 退職続柄 退職続柄名称 資格側更新日 料側更新日 作成区分 削除区分 異動日連番 処理日 退職該当年月日 退職該当届出日 退職非該当年月日 退職非該当届出日 証区分 他保険者名 他保険者情報 返戻区分 返戻日 返戻事由 発送区分 発送日 発送年度 取消事由 帳票区分 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別 国保適用開始届出日 国保適用開始年月日 国保適用開始事由 国保適用終了届出日 国保適用終了年月日 国保適用終了事由 国保適用変更届出日 国保適用変更年月日 国保適用変更事由 市町村被保険者ID 各種証交付日 各種証有効期限 各種証回収日 各種証回収事由 学遠区分 原爆区分

○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務としての追加事項

- ・被保険者記号および被保険者番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
- ・券面記載の被保険者記号
- ・券面記載の被保険者番号
- ・券面記載の氏名(漢字)
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名
- ・券面裏面への性別記載の有無
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
- ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

2. 国民健康保険賦課関連情報

国保世帯番号 算定団体コード 調定年度 年度分 履歴番号 通知書番号 世帯主宛番号 賦課事由 更正日 更新区分 申告区分 主所得区分 現存区分 世帯区分 擬制区分 賦課期日軽減区分 住民税課税区分 譲渡世帯区分 老人世帯区分 専従世帯区分 軽減申請区分 軽減判定所得 賦課期日人員 均等人員 現在人員 有所得人員 所得額 賦課標準額 所得割額 均等割額 限度超過額 軽減均等割額 軽減均等7 軽減均等5 軽減均等2 月割減額 端数 減額合計 減免額 過年度分 年税額 月別軽減 宛番号 最新資格区分 最新介護資格区分 最新退職区分 賦課期日資格区分 賦課期日介護資格区分 賦課期日退職区分 賦課発生時資格区分 賦課発生時介護資格区分 軽減判定区分 月別資格 月別介護資格 介護所得割額 支援所得割額 介護資産割額 支援資産割額 専従区分 老年者区分 住民税所得割額 住民税均等割額 最新資格取得日 最新資格喪失日 最新続柄 介護該当日 介護非該当日 誕生日65歳 介護更正日 介護事由 個人年間保険料額 続柄名称 資格履歴番号 4/1時点離職者区分 最新離職者区分(賦課時点) 月別離職者区分 離職軽減用総所得 離職軽減用課税標準額 離職軽減用軽減判定所得 給与所得 離職軽減用給与所得 離職軽減時医療分所得割 離職軽減時介護分所得割 離職軽減時支援分所得割 現年過年度区分 年月 納税義務者宛番号 全体税額 退職税額 医療全体税額 医療退職税額 介護全体税額 介護退職税額 支援全体税額 支援退職税額 不納欠損額(医療全体) 不納欠損額(医療退職) 不納欠損額(介護全体) 不納欠損額(介護退職) 不納欠損額(支援全体) 不納欠損額(支援退職) 公示送達区分 特徴義務者名 対象年金 特徴開始月 特徴終了月 特徴中止区分 特徴判定 介護各種金額(1/2判定) 国保各種金額(1/2判定) 年間年金受給額 1/2判定結果 収納日 領収日 納付方法 収納区分 収納額 会計年度 決算区分 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別

3. 収納履歴情報

宛番号 科目コード 科目詳細コード 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 収納日 支所コード 冊号 入力連番 入力連番内連番 領収日 納付方法 収納区分 収納額 督促手数料 延滞金 前納報奨金 還付加算金 会計年度 会計年度督促手数料 会計年度延滞金 決算区分 歳出還付区分 OCRID 口座登録連番 充当科目コード 充当科目詳細コード 充当算定団体コード 充当期割団体コード 充当団体内外区分 充当調定年度 充当年度分 充当通知書番号 充当論理期別 収納額から収納額 収納額から督促料 収納額から延滞金 督促料から収納額 督促料から督促料 督促料から延滞金 延滞金から収納額 延滞金から督促料 延滞金から延滞金 払込日 払込時刻 本部コード 店舗コード 送金予定日 滞納管理1 滞納管理2 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別

4. 口座情報

宛番号 科目コード 科目詳細コード 振替振込区分 申請自治体 申請日 適用開始日 適用終了日 金融機関コード 支店コード 支店枝番 口座種別 口座番号 表示用口座番号 口座名義人番号 口座名義人カナ 口座名義人漢字 口座終了理由 通知書区分 指定口座区分 口座登録連番 振替済通知書 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別

5. コンビニ収納情報

作成日付 収納代行事業者コード 地方自治体コード データ識別コード 収納日付 収納時間 納付書発行連番 科目コード 賦課年度 納付期限 請求金額 納付コンビニコード 納付店舗コード 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別

6. 国民健康保険給付関連情報

レセプト共通番号 レセプト資格区分 レセプト証番号 レセプト年齢区分 宛番号 医師氏名 医療機関コード 医療機関県コード 一部負担金 課税区分 課税区分(高齢) 課税区分(世帯) 過誤区分 既高額償還額 既支給額(一般) 既支給額(退職) 減免金額 減免区分 公費1受給者番号 公費1負担者番号 公費1法別番号 公費2受給者番号 公費2負担者番号 公費2法別番号 高額計算除外フラグ 高額償還額 高額償還額(現物) 高額償還額(償還) 国保世帯番号 産科医療補償制度加入区分 指定公費金額 支給額 支給額(一般) 支給額(退職) 支給月 支給判定額合計 支給方法 死産の週 死亡者氏名 死亡者続柄名称 死亡日 実日数 受給者宛番号 受理日出産児個人番号 出産児氏名 出産者氏名 出生日 処方元医療機関コード 初診点数 助産婦氏名 償還判定額 証番号 食事日数 食費療養費 審査月 申出日 申請者氏名 申請者住所 申請者郵便番号 申請日 診療区分 診療月 診療種別 世帯主宛番号 整理番号 請求額 葬祭執行者氏名 葬祭執行者続柄コード 葬祭執行者続柄名称 葬祭日 続柄コード 続柄名称 対象期間開始日 対象期間終了日 対象者宛番号 対象者個人番号 対象日数 貸付額 代理人区分 登録月 日数 入院医療機関コード 入院開始日 入外区分 年齢区分 費用額 備考 標準負担額 負担割合 負担区分 負担区分(個人) 返戻区分 返戻事由 未申請理由区分 未申請理由備考 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別 限度額適用区分 長期入院該当年月日 自己負担限度額 認定疾病名コード 減免等証明(証明区分) 減免等証明(割合) 高額所得区分 高額該当区分

7. 国民年金関連情報

宛番号 外国人区分 基本年金額 記号 番号 旧自治体 現存区分 公的年金番号 資格取得日 資格喪失日 資格満了日 職権適用区分 職権適用年月日 喪失原因 喪失理由 電話番号 備考 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別

8. 宛名基本情報

宛名番号 現存区分 行政区コード 国籍コード 算定団体コード 市町村コード 支所コード 枝番1 枝番2 氏名かな 氏名漢字 自治コード 住民票コード 重複統一用個人番号 小学校区コード 人格区分 世帯番号 性別 生年月日 代表者肩書 代表者氏名 大字コード 地区コード 中学校区コード 町名 適用日 電話区分 電話番号 登録業務 登録事由 投票区コード 班コード 番号制度個人番号 番号制度法人番号 番地 表示用生年月日 方書 本番 本名かな 本名漢字 郵便番号 郵便番号BC 郵便返却区分 履歴連番 和暦生年月日 保護区分 保護開始日 保護終了日 管理人種別 管理人氏名 管理人住所 管理人開始日 管理人終了日 通称名 通称名かな

9. 住民税課税情報

エラー区分 エラー詳細コード エラー内容 バッチ連番 宛名番号 外国人 給与支払報告書 給与収入一般 給与収入専従 給与所得 給与特定控除 控除\_社会保険料 控除\_住宅取得特別 控除\_小規模企業共済等掛金 控除\_生命保険料 控除\_損害保険料 控除対象配偶者あり 控除対象配偶者あり(老人) 更新時間 更新日 国民年金保険料等 災害者 作成日 算定団体コード 指定番号 資料番号 就退職区分 就退職年月日 所得控除合計 新生命保険\_個人年金支払額 新生命保険\_支払額 申告区分 整理番号 生命保険\_介護医療支払額 生命保険\_個人年金支払額 生命保険\_支払額 専給区分 前職分給与 損害保険\_長期支払額 徴収区分 定率控除額 年金支払報告書 年金収入 年金所得 年少扶養人数 年度分 配偶者所得 配偶者特別控除 扶養\_一般 扶養\_障害(その他) 扶養\_障害(特別合計) 扶養\_障害(特別同居) 扶養\_同居老親 扶養\_特定 扶養\_老人合計 併徴先判定区分 本人\_その他障害 本人\_寡夫 本人\_寡婦 本人\_勤労学生 本人\_特別障害 本人\_夫あり 本人\_未成年 本人\_老年人 氏名 氏名かな 通称名 通称名かな 生年月日 住所 性別

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国保健康保険ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。</li> <li>・区内または他区市町村から情報を入手する際も、被保険者以外の情報を入手しないようチェックを行う。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報を入手する場合は、4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせによる照会を行うことで対象者を特定し、また、操作職員を限定して、対象者の情報以外の情報入手と誤操作を防止する。</li> <li>・個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知をし、本人以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)の画面で、サービスを検索し、申請フォームに必要情報の入力を行うに当たっては、画面での案内を簡潔にすることで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている                      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;その他のリスク1&gt;</p> <p>入手した特定個人情報が不正確であるリスク。</p> <p>&lt;リスクに対する措置の内容&gt;</p> <p>システムに情報を入力する際に、氏名・生年月日・性別等で本人確認を行う。</p> <p>&lt;その他のリスク2&gt;</p> <p>入手の際に特定個人情報が漏えい、流出するリスク。</p> <p>&lt;リスクに対する措置の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面の場合は本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は担当所管を明記して、当該住所宛に送付するよう説明する。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能(マイナポータルびったりサービス)からの電子申請データについては、個人番号カードの署名用電子証明書により付与の電子署名を検証し、本人又は代理人からの情報のみの送信とする。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</li> <li>・サービス検索・電子申請機能からの電子申請データの申請管理システムを介した国民健康保険システムへの連携については、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよう通信制御を行う。</li> </ul> <p>&lt;その他のリスク3&gt;</p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムからの入手におけるリスク。</p> <p>&lt;リスクに対する措置の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報以外は入手できないようにシステム上制約されている。</li> <li>・専用回線を利用しており、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失することを防止している。また、操作職員を系統的に限定してID及び生体認証によりログインするため、詐取・奪取が行われることはない。</li> </ul> <p>&lt;その他のリスク4&gt;</p> <p>国保連合会からの入手におけるリスク</p> <p>&lt;リスクに対する措置の内容&gt;</p> <p>国保総合PCにおける措置</p> <p>(1) 対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>* :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>(2) 必要な情報以外を入手することを防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul> <p>* :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;共通連携基盤システム等における措置&gt; システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者のみ個人番号を参照できるよう制御を行う。</p> <p>&lt;事務で使用するその他のシステムにおける措置&gt; 他業務システムからの参照について、権限管理機能により制御を行い、業務に必要な情報のみ参照できるよう制御を行う。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 * :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>
その他の措置の内容	<p>・各所属長をセキュリティ責任者とし、職員の所属や担当に応じて必要な情報のみアクセスできるよう、権限の付与を行う。 ・異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。 ・臨時的に職員へ権限を付与する場合は、必要なアクセスの詳細を判断し、所属長の承認を得て発行・登録する。 ・個人ごとにユーザIDを発行することとし、共用IDは発行しない。 ・システムの管理機能により、パスワードの定期的な変更及びパスワードの使い回し防止の制御を行う。 ・システムへのログイン記録(操作者は個人まで特定)、個人番号の閲覧、発行等の操作ログの記録を行う。ログは一定期間保存する。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。</p> <p>&lt;申請管理システム等における措置&gt; ・申請管理システム及びサービス検索・電子申請機能(マイナポータルぴったりサービス)利用に係るLGWAN接続端末においても、ユーザー認証・アクセス権限管理・使用記録等の特定個人情報の使用に当たったりのリスク対策を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <その他のリスク1>

従業者が事務外で使用するリスク。

#### <リスクに対する措置の内容>

- ・セキュリティ対策基準により、業務外の使用を禁止し、アクセスログの記録及び定期的な解析を行う。
- ・定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。
- ・委託事業者についても、職員と同等以上のセキュリティ対策を講じる。

### <その他のリスク2>

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク。

#### <リスクに対する措置の内容>

- ・国民健康保険システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。
- ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。
- ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。

### <その他のリスク3>

使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。

#### <リスクに対する措置の内容>

- ・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。
- ・画面のハードコピーは出来ない設定とする。
- ・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼働・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。
- ・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。
- ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

### <その他のリスク4>

国保総合PCにおいて特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

#### <リスクに対する措置の内容>

- ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(\*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。
- ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。
- \* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
- ・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
  - ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。
  - ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
  - ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
  - ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。
  - ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。



## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <その他のリスク1>

#### 国保連合会におけるリスク

##### <リスクに対する措置の内容>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

### <その他のリスク2>

#### 取りまとめ機関におけるリスク

##### <リスクに対する措置の内容>

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国民健康保険システム及び共通連携基盤システムにおける措置&gt;                  特定個人情報の提供・移転時には、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。                  2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。                  3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。                  4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている                      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国民健康保険システム及び共通連携基盤システムにおける措置&gt;                  特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;                  1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。                  2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。                  3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。                  4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている                      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<その他のリスク1>

安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク。

<リスクに対する措置の内容>

(1) 国民健康保険システム及び共通連携基盤システム

情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能を介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。

(2) 中間サーバー・ソフトウェア

1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われることを防止する。

(3) 中間サーバー

1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。

<その他のリスク2>

入手した特定個人情報が不正確であるリスク。

<リスクに対する措置の内容>

中間サーバーへの連携にあたっては事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。

<その他のリスク3>

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。

<リスクに対する措置の内容>

(1) 国民健康保険システム及び共通連携基盤システム

中間サーバーと共通連携基盤システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。

(2) 中間サーバー・ソフトウェア

① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失を防止する。

④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

(3) 中間サーバー

① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③ 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。

<その他のリスク4>

不適切な方法で提供されるリスク。

<リスクに対する措置の内容>

(1) 国民健康保険システム及び共通連携基盤システム

特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。

(2) 中間サーバー・ソフトウェア

① セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

② 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

(3) 中間サーバー

① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。

② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。

③ 中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

<その他のリスク5>

誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク。

<リスクに対する措置の内容>

(1) 国民健康保険システム及び団体内統合宛名システム

① 誤った情報の提供・移転

提供・移転する情報のシステムの論理チェックを行い、誤った情報が作成されることを防止する。

② 誤った相手への提供・移転

番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にも提供・移転する仕組みになっている。

(2) 中間サーバー・ソフトウェア

1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【目黒区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。</li> <li>・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すとともに、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。</li> <li>・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>【東京都国民健康保険団体連合会等における措置】</p> <p>&lt;国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修</li> <li>・教育頻度: 年間1回程度</li> <li>・教育方法: 集合教育</li> <li>・教育対象: 職員および嘱託員</li> <li>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> <p>&lt;サイバーセキュリティに関する教育・啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育事項: 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>・教育頻度: おおむね一年ごと</li> <li>・教育方法: 未定</li> <li>・教育対象: 特定個人情報ファイルを取扱う事務に従事する者</li> <li>・違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> <p>*「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>

## 10. その他のリスク対策

### 1 自己点検

#### 【目黒区における措置】

年に1回、担当課内において、次の観点による自己点検を実施し、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを確認する。

- ・評価書記載事項と運用実態のチェック
- ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備
- ・個人情報保護に関する人的安全管理措置
- ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育
- ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置

#### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。

### 2 監査

#### 【目黒区における措置】

①年に1回、情報システムの管理及び運用が適正かつ円滑に行われていることの確認を目的とし、部局相互で行う内部監査を実施する。

②情報セキュリティポリシーが遵守されていることを客観的に検証するため、適宜、第三者の監査人による外部監査を実施する。

#### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

○運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

### 3 その他のリスク対策

#### 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

○中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

#### 【ガバメントクラウドに係るその他のリスクに対する措置】

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

### 4 取りまとめ機関における措置

支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	目黒区民生生活部国保年金課管理係 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話番号:03-5722-9809
②請求方法	書面で提出することにより受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	目黒区民生生活部国保年金課管理係 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話番号:03-5722-9809
②対応方法	・問い合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い企画経営部情報政策課に報告する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	-	11 特定健康診査に関する事務	事後	
平成28年7月29日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム(システム4).団体内統合宛名システム ③他システムとの接続	[○]その他(収納消込、口座管理、国民年金、後期高齢者医療等の他業務システム・中間サーバー)	[○]その他(収納消込、口座管理、国民年金、後期高齢者医療等の他業務システム・中間サーバー、共通連携基盤)	事後	
平成28年7月29日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 大野 容一	国保年金課長 松下 健治	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	国保年金課	国保年金課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施期間内の他部署(税務課 戸籍住民課 介護保険課) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(各区市町村長)	[○]評価実施期間内の他部署(税務課 戸籍住民課 介護保険課 保健予防課及び碑文谷保健センター 生活福祉課 障害福祉課) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(各区市町村長 東京都)	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	・個人の情報を正確に把握することにより、保険料の賦課及び収納並びに保険給付業務を的確に行うため。	・個人の情報を正確に把握することにより、保険料の賦課、収納、保険給付及び保健事業を的確に行うため。	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	-	5 保健事業 ・特定健康診査等について情報の管理を行う。	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	1 資格情報の管理 ・地方税関連情報と突合し、所得の確認を行う。	1 資格情報の管理 ・地方税関連情報と突合し、所得の確認を行う。 ～中略～ 5 保健事業 ・資格情報と突合し、資格の有無を確認する。	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先2 ⑥移転方法	[○]庁内連携システム	[○]庁内連携システム [○]紙	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先7 税務課	-	税務課への移転 移転についての各項目を記載	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先8 税務課	-	税務課への移転 移転についての各項目を記載	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 全移転項目の①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき定める条例	番号法第9条第2項、目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項	事後	
平成28年7月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの委託	委託しない	委託する 1件 委託についての各項目を記載	事後	
平成28年7月29日	III リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 委託についての各項目を記載	事後	
平成28年7月29日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成28年7月29日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93及び106の項	[照会] 番号法第19条第7号(別表第2の42、43、44の項) [提供] 番号法第19条第7号(別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93及び106の項) 番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員会規則第3号第2条	事後	
平成28年12月28日	I.基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1～11(記載省略)	1～11(記載省略) 12 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I.基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム2) 口座管理システム ②システムの機能	1 口座情報登録 申請のあった口座情報の登録・変更・廃止を行う。 2 口座情報照会 口座情報登録後の照会を行う。 3 口座振替依頼情報作成 各金融機関への口座振替依頼のため、当該口座振替依頼情報を作成する。 4 口座振替結果受入 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。 5 口座振込依頼情報作成 各金融機関への口座振込依頼のため、当該口座振込依頼情報を作成する。	1 口座情報登録 申請のあった口座情報の登録・変更・廃止を行う。 2 口座情報照会 口座情報登録後の照会を行う。 3 口座振替依頼情報作成 各金融機関への口座振替依頼のため、当該口座振替依頼情報を作成する。 4 口座振替結果受入 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。 (5について内容重複により削除)	事後	
平成28年12月28日	I.基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム4) 統合宛名システム ③他システムとの接続	[その他] 収納消込、口座管理、国民年金、後期高齢者医療等の他業務システム・中間サーバー、共通連携基盤	[その他] 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療等の他業務システム、中間サーバー	事後	
平成28年12月28日	2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム6)		次期国保総合システム及び国保情報集約システム (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム (システム7)		住民基本台帳ネットワークシステム (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	別添資料		別添資料 事務の内容 (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号～・年金関係情報(記載省略)	・個人番号～・年金関係情報(記載省略) <国保連合会からの入手> (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]その他 (東京都国民健康保険団体連合会医療機関等)	[○]その他 (東京都国民健康保険団体連合会医療機関等 地方公共団体情報システム機構)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (団体内統合宛名システム、保険者ネットワーク)	[○]その他 (団体内統合宛名システム 保険者ネットワーク 住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④使用主体 使用部署	国保年金課	国保年金課、戸籍住民課、税務課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] 1件	[委託する] 2件	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		資格継続業務、高額該当回数引継ぎ業務に関する区市町村保険者事務共同処理業務 (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先①	【移転先】 保健予防課 【移転先における用途】 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に支給する健康被害救済の給付の支給に関する事務 【移転する情報の対象となる本人の数】 10万人以上100人未満 【移転する情報の対象となる本人の範囲】 国民健康保険被保険者	【移転先】 保健予防課 【移転先における用途】 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務 【移転する情報の対象となる本人の数】 1万人未満 【移転する情報の対象となる本人の範囲】 定期予防接種対象者で国民健康保険加入者	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑦	【移転先】 税務課 「国民健康保険料滞納者の債権回収」について	【移転先】 保健予防課 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務」(詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑨		【移転先】 税務課 「地方税法に基づく相続人代表者の指定に係る国民健康保険給付関係情報の確認」(詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑩		【移転先】 介護保険課 「介護保険法による2号被保険者の被保険者証交付申請の確認等」(詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑪		【移転先】 介護保険課 「第2号被保険者の被保険者証交付申請・再交付申請の確認、資格の喪失(介護保険法第12条)」(詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑫		【移転先】 介護保険課 「第2号被保険者の保険給付の一時差止の確認及び記載の削除(介護保険法第68条)」(詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑬		【移転先】 子育て支援課 「目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月目黒区条例第41号)による医療費の助成に関する事務」(詳細省略)	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 移転先⑭		【移転先】子育て支援課 「目黒区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月目黒区条例第64号)による医療費の助成に関する事務」(詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	(別添1)特定個人情報ファイル 項目	1.国民健康保険資格関連情報～9住民税課税情報 (記載省略)	1.国民健康保険資格関連情報～9住民税課税情報 (記載省略)  (以下、追記項目のみ記載) 1.国民健康保険資格関連情報 国保適用開始届出日 国保適用開始年月日 国保適用開始事由 国保適用終了届出日 国保適用終了年月日 国保適用終了事由 国保適用変更届出日 国保適用変更年月日 国保適用変更事由 市町村被保険者ID 各種証交付日 各種証有効期限 各種証回収日 各種証回収事由 学遠区分 原爆区分  6. 国民健康保険給付関連情報 限度額適用区分 長期入院該当年月日 自己負担限度額 認定疾病名コード 減免等証明(証明区分) 減免等証明(割合) 高額所得区分 高額該当区分	事前	
平成28年12月28日	IIIリスク対策 2.特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・区内または他区市町村から情報を入手する際も、被保険者以外の情報を入手しないようチェックを行う。	・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・区内または他区市町村から情報を入手する際も、被保険者以外の情報を入手しないようチェックを行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報を入手する場合は、4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせによる照会を行うことで対象者を特定し、また、操作職員を限定して、対象者の情報以外の情報入手と誤操作を防止する。	事前	
平成28年12月28日	IIIリスク対策 2.特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置>～<入手の際に特定個人情報が漏えい、流出するリスクに対する措置> (記載省略)	<入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置>～<入手の際に特定個人情報が漏えい、流出するリスクに対する措置> (記載省略)  <国保総合PCにおける措置> (詳細省略) <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	IIIリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>～<特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置> (記載省略)	<従業者が事務外で使用するリスクに対する措置>～<特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置> (記載省略)  <国保総合PCにおける措置> (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	IIIリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<国保連合会における措置> (詳細省略)	事前	
平成28年12月28日	IIIリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	<物理的対策>～<技術的対策> (記載省略)	<物理的対策>～<技術的対策> (記載省略)  <委託時の対策> ・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。	事前	
平成28年12月28日	IIIリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<教育>～<啓発> (記載省略)	<教育>～<啓発> (記載省略)  ※委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。	事前	
平成29年10月24日	II特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1 資格情報の管理 ～ 2 賦課事務 (記載省略)  3 収納事務 ・日々の消込データを累積し、日々の日計処理や納付履歴管理、決算処理を行う。 ・住所情報等から本人確認を行い、口座登録を行う。 ・口座振替後に口座振替済通知書を発行する。 ・口座振替不能時に督促兼再振替通知書又は不能通知書を送付し、納付を促す。  4 給付事務 ～ 5 保健事業 (記載省略)	1 資格情報の管理 ～ 2 賦課事務 (記載省略)  3 収納事務 ・日々の消込データを累積し、日々の日計処理や納付履歴管理、決算処理を行う。 ・住所情報等から本人確認を行い、口座登録を行う。 ・納付確認書を発行する。 ・口座振替不能時に督促兼再振替通知書又は不能通知書を送付し、納付を促す。  4 給付事務 ～ 5 保健事業 (記載省略)	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月24日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとパスワードによる認証を行っている。	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	事後	
平成29年10月24日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクに対する措置&gt; (記載省略)</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク&gt; ・国民健康保険システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。</p> <p>&lt;特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置&gt; ・事務処理後は初期画面に戻すようにしている。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; (記載省略)</p>	<p>&lt;従業者が事務外で使用するリスクに対する措置&gt; (記載省略)</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク&gt; ・国民健康保険システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。</p> <p>&lt;特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置&gt; ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。 ・特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置&gt; ・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。 ・画面のハードコピーは出来ない設定とする。 ・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼働・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。 ・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。 ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</p> <p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt; (記載省略)</p>	事後	
平成29年10月24日	Ⅲ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[ ] 自己点検 [O] 内部監査 [ ] 外部監査	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	事後	
平成29年10月24日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<p>&lt;内部監査の実施内容&gt; 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備。 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置。 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育。 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置。</p>	<p>&lt;監査の実施内容&gt; 【自己点検・内部監査】 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 【外部監査】 第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。</p> <p>&lt;その他のリスク&gt; システム保守業務におけるリスク &lt;リスクに対する措置の内容&gt; システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセットアップ・バージョンアップ時や障害対応時など専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。</p>	事後	
平成30年12月12日	I 6 ②所属長	国保年金課長 松下 健治	国保年金課長	事後	
平成30年12月12日	V 1 ①実施日	平成28年7月19日	平成30年6月1日	事後	
令和2年3月3日	評価書名	国民健康保険に関する事務	国民健康保険に関する事務 重点項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	<p>&lt;システム1&gt; 「②システムの機能」に「6」を追記</p> <p>&lt;システム6&gt; 「①システムの名称」、「②システムの機能」について修正</p> <p>&lt;システム8&gt; —</p>	<p>&lt;システム1&gt; 「②システムの機能」に「6」を追記</p> <p>&lt;システム6&gt; 「①システムの名称」、「②システムの機能」について修正</p> <p>&lt;システム8&gt; 追加</p>	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め る命令第24条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第一の30の項並びに主 務省令(※)第24条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)  <オンライン資格確認の準備業務>(予定) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月3日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会] 番号法第19条第7号(別表第2の42、43、44の項)  [提供] 番号法第19条第7号(別表第2の1、2、3、4、5、17、 26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93及び 106の項) 番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員 会規則第3号第2条	[情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並び に同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、 第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46 条、第53条 ・別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、 58、62、80、87、93及び106の項 ※行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号)  [情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並び に同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※) 第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号)  <オンライン資格確認の準備業務>(予定) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報 連携のためではなくオンライン資格確認の準備とし て機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ④記録される 項目 その妥当性	・文中「当市」を「当区」に修正 ・「2. 入手方法の妥当性」文中の「通所の通信回 線」を「通常の通信回線」に修正	・文中「当市」を「当区」に修正 ・「2. 入手方法の妥当性」文中の「通所の通信回 線」を「通常の通信回線」に修正	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①入手元	「[○]行政機関・独立行政法人等」に「地方公共 団体情報システム機構」を追加 「[○]その他」から「地方公共団体情報システム 機構」を削除	「[○]行政機関・独立行政法人等」に「地方公共 団体情報システム機構」を追加 「[○]その他」から「地方公共団体情報システム 機構」を削除	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法	[ ]専用線	[○]専用線	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署	国保年金課、戸籍住民課、税務課、北部地区サー ビス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区 サービス事務所、西部地区サービス事務所	国保年金課、戸籍住民課、税務課、北部地区サー ビス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区 サービス事務所、西部地区サービス事務所、情報 課(※) ※情報課はシステムの運用管理部署	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託の有無	2件	7件	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項	—	委託事項2、①委託内容、⑤再委託の許諾方法、 ⑥再委託事項 について修正  委託事項3～7を追加	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。)	提供を行っている(19件) 移転を行っている(8件) 提供先を修正し、(別表1)に記載 移転先を修正し、(別表2)に記載	提供を行っている(17件) 移転を行っている(21 件) 提供先を修正し、(別表1)に記載 移転先を修正し、(別表2)に記載	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	II 特定個人情報ファイルの概 要 7. 備考	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	III リスク対策 2. 特定個人情 報の入手	特定個人情報の入手におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置 について修正	特定個人情報の入手におけるその他のリスク及び そのリスクに対する措置 について修正	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容 について修正 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 について修正 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容 について修正 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容 について修正 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 について修正 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容 について修正 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 について修正 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法 について修正 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 について修正 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法 について修正 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 について修正 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 について修正 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 について修正 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 について修正 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	(記載省略)	【目黒区における措置】 (記載省略) 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 【東京都国民健康保険団体連合会等における措置】 (記載省略)	事後	
令和2年3月3日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月1日	令和元年12月1日	事後	
令和2年3月3日	(別添1)ファイル記録項目	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年3月3日	(別添資料)挿絵	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年12月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	-	<システム6> 「②システムの機能」内の(予定)を削除  <システム8> 「①システムの名称」内の(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	障害福祉課	障害施策推進課 障害者支援課	事後	
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	<委託事項2> 「①委託内容」内の(予定)を削除  <委託事項4・6・7> (予定)を削除	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <委託事項1>	柔道整復施術療養費支給申請書の審査及び支払い代行事務	国民健康保険療養費等の審査及び支払代行事務	事後	
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <委託事項2> 「⑥再委託事項」	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。	事後	
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <委託事項4> 「③委託先名」	未定	株式会社日立システムズ	事後	
令和2年12月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	1 現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)の委託を予定 (1)構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 (2)移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施 2 オンライン資格確認等システムの導入を予定(令和2年度) (1)新たに使用するシステム ・医療保険者等向け中間サーバー等 (2)取扱いの委託で新たに追加する項目 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務 (3)システムの構築及び運用保守 ・システム運用保守業務の委託事項として実施	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)を委託 (1)構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 (2)移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	事後	
令和2年12月3日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年12月3日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 について修正	事後	
令和2年12月3日	III リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)	関係職員(非常勤職員等を含む。)	事後	
令和2年12月3日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年12月1日	令和2年9月1日	事後	
令和2年12月3日	(別添1)ファイル記録項目	-	(予定)を削除	事後	
令和2年12月3日	(別添資料)挿絵	(記載省略)	(記載省略)	事後	
令和2年12月3日	別表2	-	No.8の移転先、移転先における用途、移転する情報、移転する情報の対象となる本人の範囲 を修正	事後	
令和2年12月3日	別表2	-	No.15の移転する情報の対象となる本人の数 を修正	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; [情報提供の根拠] ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 ・別表第2の1、2、3、4、5、17、26、27、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第7号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、及び120の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	情報課	情報政策課	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <委託事項3> 「③委託先名」	株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	株式会社RKKCS	事後	
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている (17件) 移転を行っている (21件)	提供を行っている (25件) 移転を行っている (22件) ※提供先・移転先を修正し、(別表1)・(別表2)に記載	事後	
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	企画経営部広報課報道・情報公関係	企画経営部行政情報マネジメント課	事後	
令和3年9月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年8月31日	令和3年7月1日	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	11 特定健康診査に関する事務。	11 特定健康診査等に関する事務。	事後	
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	東京都国民健康保険団体連合会 医療機関等	東京都国民健康保険団体連合会 医療機関等 内閣総理大臣	事後	
令和4年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>【目黒区における措置】 ①令和2年12月まで(予定) ・システムのサーバ(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを含む。)は、区施設内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータを保存した電子記録媒体は、別途遠隔地に保管し、委託により安全管理措置が講じられた場所で管理する。 ②令和3年1月以降(予定) 【記載省略】</p>	<p>【目黒区における措置】 【削除】 【記載省略】</p>	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>&lt;物理的対策&gt;</p> <p>①区施設内のサーバ設置場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区施設内の他の部屋とは区別し、専用の部屋とする。</li> <li>・出入口には、電子錠等による入退室を管理する設備を設ける。</li> <li>・監視カメラによる24時間監視を行う。</li> <li>・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。</li> </ul> <p>②データセンターにおける管理(令和3年1月以降予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人日本データセンター協会が定める安全管理基準により高い安全性を確保する。</li> <li>・データセンターの入館・サーバ室の入退室を管理する設備を設ける。</li> <li>・地震や火災など災害に対して、データ保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・機器の故障や保守など一部設備の停止時において、コンピューティングサービスを継続して提供できる冗長構成の設備を設ける。</li> </ul> <p>③バックアップデータの保管場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・令和3年1月以降(予定)のバックアップデータは、データセンター内で管理する。</li> </ul> <p>【記載省略】</p>	<p>&lt;物理的対策&gt;</p> <p>①バックアップデータの保管場所の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップデータが格納された電子記録媒体の委託による外部保管場所は、地震や火災など災害に対して、媒体(データ)の保全の安全性・可用性を確保できる施設・設備とする。</li> <li>・バックアップデータは、データセンター内で管理する。</li> </ul> <p>②本特定個人情報を取り扱う部屋の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイル内のデータの参照・更新をすることができる業務端末は、セキュリティワイヤーで固定する。</li> <li>・特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの書庫に保管する。</li> <li>・部外者以外の立入りを禁止する。</li> <li>・許可されたもの以外の機器持込み・使用を禁止する。</li> </ul> <p>【記載省略】</p>	事後	
令和4年12月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年7月1日	令和4年12月31日	事後	
令和5年5月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	—	※ 申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。	事前	現行記載内容の末尾に追記
令和5年5月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9、10	—	新規記載(この表上は記載省略)	事前	
令和5年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	団体内統合宛名システム、保険者ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム	団体内統合宛名システム、保険者ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和5年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	—	6 電子申請データの特定 ・「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。	事前	現行記載内容の末尾に追記
令和5年5月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <委託事項3> 「①委託内容」	国民健康保険システム・団体内統合宛名システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・申請管理システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	
令和5年5月8日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	—	・個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知をし、本人以外の情報の入手を防止する。 ・サービス検索・電子申請機能の画面で、サービスを検索し、申請フォームに必要情報の入力を行うに当たっては、画面での案内を簡潔にすることで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	現行記載内容の末尾に追記
令和5年5月8日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <その他のリスク2>	—	・サービス検索・電子申請機能からの電子申請データについては、個人番号カードの署名用電子証明書により付与の電子署名を検証し、本人又は代理人からの情報のみの送信とする。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・サービス検索・電子申請機能からの電子申請データの申請管理システムを介した国民健康保険システムへの連携については、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよう通信制御を行う。	事前	現行記載内容の末尾に追記
令和5年5月8日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	—	<申請管理システム等における措置>・申請管理システム及びサービス検索・電子申請機能利用に係るLGWAN接続端末においても、ユーザー認証・アクセス権限管理・使用記録等の特定個人情報の使用に当たってのリスク対策を行う。	事前	現行記載内容の末尾に追記
令和5年5月8日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年12月31日	令和5年6月7日	事前	
令和5年9月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/サーバ等ハウジングなど。	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月20日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報の取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(中略) ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。	(中略) ・国保総合(国保集約)システムをデータセンターのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。	事前	
令和5年9月20日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年6月7日	令和5年10月20日	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 (中略) 11 特定健康診査等に関する事務 (中略) ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。  <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)>	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 (中略) 11 保険事業に関する事務 (中略) ※ 申請・届出の受理については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「共通連携基盤システムの申請管理機能」により、国民健康保険システムに取り込む場合を含む。  <オンライン資格確認等システムに関する資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に関する業務」という。)>	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1	[ ] 庁内連携システム [O] 宛名システム	[O] 庁内連携システム [ ] 宛名システム	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	[ ] 庁内連携システム [O] 宛名システム	[O] 庁内連携システム [ ] 宛名システム	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	[ ] 庁内連携システム [O] 宛名システム	[O] 庁内連携システム [ ] 宛名システム	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ① システムの名称 ② システムの機能 ③ 他のシステムとの接続	団体内統合宛名システムを削除	共通連携基盤システムを追加	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 中間サーバ ② システムの機能	4 既存住基システム接続 中間サーバと団体内統合宛名システムとの間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。	4 既存住基システム接続 中間サーバと共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能との間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 中間サーバ ③ 他のシステムとの接続	[ ] 庁内連携システム [O] 宛名システム	[O] 庁内連携システム [ ] 宛名システム	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 サービス検索・電子申請機能 ③ 他のシステムとの接続	[ ] 庁内連携システム [O] その他(申請管理システム)	[O] 庁内連携システム [ ] その他(申請管理システム)	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 申請管理システム ① システムの名称 ② システムの機能 ③ 他のシステムとの接続	削除		事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項並びに主務省令(※)第24条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項並びに主務省令(※)第24条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt; ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和5年9月29日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、及び120の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>&lt;国民健康保険に関する事務&gt; [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、46、53、56、75、79、101、104、116、123、130、140、143、及び155の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>[情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44、45の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[ ] 庁内連携システム [○] その他(団体内統合宛名システム、保険者ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)		事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項8 宛名システム運用・保守業務		項目を新規追加	事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項9 共通連携基盤システム運用・保守業務		項目を新規追加	事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>【目黒区における措置】 ・システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 (以下略)</p>	<p>【ガバメントクラウド(※)における措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 (※)ガバメントクラウド 地方公共団体における国仕様準拠の情報システム等も利用可能な国調達のクラウドサービス ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>【目黒区における措置】 ・ガバメントクラウド以外の環境のシステムについては、システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 (以下略)</p>	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項3 システム運用保守業務	国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・申請管理システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	国民健康保険システムを含む基幹系システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、制度改正に伴う改修作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4 共通連携基盤システム運用・保守業務	国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・申請管理システムを含む基幹系システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムのデータの滅失等に備えたバックアップデータの別拠点での保管等	ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む国民健康保険システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の委託 移転先1 ⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [○] 専用線	[○] 庁内連携システム [ ] 専用線	事前	
令和5年9月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	【目黒区における措置】 ・システムのサーバ群(システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバを除く。)は、入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している外部データセンターに設置する。 ・システム障害時における証明書発行等の対応のため縮退運用環境用サーバは、区施設内にある専用の機械室(電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等による厳重な管理実施)又は外部データセンター(入館及びサーバ室への入室の厳重な管理実施)に設置する。 ・システムで取り扱う特定個人情報は、サーバのデータベース内に保存する。 ・バックアップデータは、外部データセンター内で管理する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォーム(※)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存する。 (※)各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 【目黒区における措置】 ○本特定個人情報ファイル内の保管期間が経過したデータは、システムにて自動判別し、消去する。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①特定個人情報の消去は目黒区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和5年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	現行システムのデータセンター化に伴う構築・移行業務(本特定個人情報ファイルの取扱いを含む。)を委託 1 構築業務 ・基盤環境運用業務の委託事項として実施 2 移行業務 ・システム運用・保守業務又は基盤環境運用業務の委託事項として実施	①国民健康保険システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドに構築の国仕様準拠したシステムに移行予定 ②上記移行に先立ち、関連システム間のデータ連携等を担う共通連携基盤システム(庁内連携システム)を構築(従来の団体内統合宛名システム・申請管理システムも包含)をガバメントクラウド上に構築 ③上記移行に伴う既存システムデータは、移行後速やかに消去する。	事前	
令和5年9月29日	III リスク対策 6情報連携ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置	<国民健康保険システム及び団体内統合宛名システムにおける措置>	<国民健康保険システム及び共通連携基盤システムにおける措置>	事前	
令和5年9月29日	III リスク対策 6情報連携ネットワークとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置	<国民健康保険システム及び団体内統合宛名システムにおける措置>	<国民健康保険システム及び共通連携基盤システムにおける措置>	事前	
令和5年9月29日	III リスク対策 7特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損 リスクに対する措置		新規追加 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和5年9月29日	III リスク対策 10 その他のリスク対策		新規追加 【ガバメントクラウドに係るその他のリスクに対する措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、国民健康保険被保険者証及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の加入脱退、資格情報通知書又は資格確認書、及び証明書関係の発行、保険料の賦課・徴収、登録口座の管理、医療費給付等を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	2 把握している状況から、証及び証明書関係(被保険者証・短期被保険者証・被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、国保受給者証、特別療養証明書)の発行及び送付。	2 把握している状況から、証及び証明書関係(資格情報通知書・資格確認書、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、国保受給者証、特別療養証明書)の発行及び送付。	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1 国民健康保険資格状況(資格取得・喪失、退職該当、非該当、緩和措置、減免対象等)の管理を行う。	1 国民健康保険資格状況(資格取得・喪失、緩和措置、減免対象等)の管理を行う。	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	2 証関連(被保険者証、高齢受給者証、高額療養費限度額認定証等)の発行を行う。	2 証関連(資格情報通知書、資格確認書、高額療養費限度額認定証等)の発行を行う。	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	なし	4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る業務 (1)マイナ保険証利用登録情報の連携 被保険者がマイナポータル等によりマイナ保険証の初回登録した情報(利用登録情報)が、医療保険等中間サーバ及び国保情報集約システムを経由して連携され、国保システムに登録される。 (2)マイナ保険証利用登録解除情報の連携 被保険者から受け付けたマイナ保険証利用登録解除申請について、解除申請情報が国保情報集約システム及び医療保険等中間サーバを経由して、オンライン資格確認システムへ連携される。	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	なし	(4) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る機能 (i)マイナ保険証利用登録情報の連携 被保険者がマイナポータル等によりマイナ保険証の初回登録した情報(利用登録情報)が、医療保険等中間サーバ及び国保情報集約システムを経由して連携され、国保システムに登録される。 (ii)マイナ保険証利用登録解除情報の連携 被保険者から受け付けたマイナ保険証利用登録解除申請について、解除申請情報が国保情報集約システム及び医療保険等中間サーバを経由して、オンライン資格確認システムへ連携される。	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の30の項並びに主務省令(※)第24条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <オンライン資格確認に関する業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> 番号法第9条第1項及び別表44の項 <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3	事前	
令和6年12月2日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・別表第2の1、2、3、4、5、11、14、17、24、33、37、38、46、53、56、75、79、101、104、116、123、130、140、143、及び155の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) [情報照会の根拠] ○番号法第19条第8号及び別表第2の次の項並びに同項第2欄及び第4欄に規定する主務省令(※)第25条、第25条の2、第26条 ・別表第2の42、43、44、45の項 ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) <オンライン資格確認に関する業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険に関する事務> [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項、161の項、164の項、165の項、166の項及び173の項 [情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項及び71の項 <オンライン資格確認に関する業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項9	共通連携基盤システム運用・保守業務	削除	事前	
令和6年12月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1 資格情報の管理 ・国民健康保険の資格の取得及び喪失情報の管理を行う。 ・退職者医療制度への該当・非該当情報の管理を行う。 ・緩和措置対象者の開始・終了情報の管理を行う。 ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。 ・有資格者に対し、保険証(通常被保険者証・短期被保険者証・被保険者資格証明書)、高齢受給者証等の交付を行う。	1 資格情報の管理 ・国民健康保険の資格の取得及び喪失情報の管理を行う。 ・緩和措置対象者の開始・終了情報の管理を行う。 ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。 ・有資格者に対し、資格情報通知書・資格確認書等の交付を行う。	事前	
令和6年12月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 情報の突合	・公費医療給付情報と突合し、被保険者証種別(一般証、短期証等)の判断を行う。	・公費医療給付情報と突合し、被保険者証種別(特別療養)の判断を行う。	事前	
令和6年12月2日	(別添1)ファイル記録項目	○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務としての追加事項 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無	○「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務としての追加事項 ・被保険者証記号および被保険者番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号) ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・券面裏面への性別記載の有無	事前	
令和6年12月2日	別表1	No.1～No.25 提出先、①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報、④提供する情報の対象となる本人の範囲、⑥提供方法、⑦時期・頻度	No.1～No.28 提出先、①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報、④提供する情報の対象となる本人の範囲、⑥提供方法、⑦時期・頻度について修正及び追記	事前	
令和6年12月2日	別表2	No.2～No.23 法令上の根拠	No.2～No.23 法令上の根拠について修正	事前	
令和6年12月2日	別添資料 1. 資格継続業務(備考) 1. 資格継続業務 (1)被保険者移動情報等送信	1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。	1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険市区町村自庁システム(以下、市区町村システム)に当該情報を登録する。住民には、必要に応じて資格情報のお知らせ又は資格確認書等を交付する。	事前	
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項4①委託内容	ガバメントクラウドでの申請管理機能・団体内統合宛名機能を含む国民健康保険システム等の事務処理システムの基盤環境の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	ガバメントクラウド上で関係システム間のデータ連携を担う共通連携基盤システム(申請管理機能・団体内統合宛名機能・住登外者宛番号管理機能を含む)の構築、運用、システム移行業務、システムデータの滅失等に備えたバックアップデータの保管等	事前	地方公共団体情報システム標準化対応として従来より標準仕様書に基づき実装を進めている機能であるが、当該機能に係る国通知を踏まえて条例を改正したことと合わせて機能を明記(重要な変更には該当しない)
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項8③委託先名	未定	株式会社RKKCS	事後	委託事業者が決定したことに伴う修正(重要な変更には該当しない)
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている(23件)	移転を行っている(14件)	事後	
令和8年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 7.備考	①国民健康保険システムについては、令和7年度までにガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定	①国民健康保険システムについては、令和9年度中にガバメントクラウドに構築の国仕様に準拠したシステムに移行予定	事前	
令和8年3月2日	V 開示請求、問合せシート 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ ②対応方法	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、情報政策推進部行政情報マネジメント課に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部情報政策課に報告する。	事後	組織改正に伴う修正
令和8年3月2日	別表2	-	No.4移転先を修正 No.6移転先、⑤移転する情報の対象となる本人の範囲を修正 No.7②移転先における用途、③移転する情報を修正 No.14～22を削除(No.13と同一根拠の事務のため統合) No.22をNo.14に修正、⑤移転する情報の対象となる本人の範囲を修正	事後	